

呉市社会福祉協議会評議員費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人呉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償等)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会等に出席したときは、別表1のとおり費用を弁償する。

2 評議員がその職務のため出張したときは、本会処務規程の旅費に関する規定に基づき、旅費を支給する。この場合、費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。

2 「社会福祉法人呉市社会福祉協議会役員等費用弁償規程」（平成21年4月1日施行）は廃止する。

別表1

区 分	金額（日額）
費用弁償	3,000円